



金」は、産後ケア事業実施にかかる補助金として401万8千円増額するものです。「5目 教育費国庫補助金、説明欄4 学校施設環境改善交付金」7,146万7千円の減額は、小中学校の既存施設改修工事の減額に合わせて整理するものです。「説明欄6 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」8,432万1千円及び「説明欄7 公立学校情報機器整備費補助金」1億4,413万5千円は、「GIGAスクール構想」に基づく補助金として計上するものです。

「16款 都支出金、2項 都補助金、3目 衛生費都補助金、説明欄8 とうきょうママパパ応援事業補助金」は、ゆりかご泊江や育児パッケージ等を実施するための補助金として2,903万8千円計上するものです。「7目 教育費都補助金、説明欄12 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業補助金」は、「GIGAスクール構想」に基づく補助金として843万2千円計上するものです。「3項 委託金、5目 教育費委託金、説明欄3 オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金」は、新たな採択等により、40万円増額するものです。

「19款 繰入金、1項 繰入金、1目 基金繰入金、説明欄1 基金繰入金」6,386万6千円は、市の単独事業等を実施するために、一般財源として財政調整基金から繰り入れるものです。同じく「説明欄1 基金繰入金」は、公共施設修繕基金を小中学校の既存施設改修工事の減額に合わせて6,500万円減額するものです。

「22款 市債」は、地方債補正で説明させていただきましたとおり、1億3,760万円減額するものです。

歳出です。「3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、説明欄24 生活困窮者自立相談支援事業」1,002万6千円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により住居を失うおそれのある困窮者への支援として、国の補正予算にて、住居確保給付金の対象範囲が拡大し、また、現に生活困窮に関する相談件数の増加等に伴い、住居確保給付金を増額するものです。「2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、説明欄17 子育て世帯緊急対策応援事業」1,287万円は、市単独事業により新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施するプレミアム付商品券事業の商品券を、児童育成手当を受給する世帯に対象児童1人当たり1万3千円相当を配布するものです。さらに、児童扶養手当を受給する世帯に対象児童1人当たり1万3千円相当を配布し、最大、対象児童1人当たり2万6千円相当の商品券を配布するものです。「3項 生活保護費、1目 生活保護総務費、説明欄2 一般事務費」66万円は、生活保護法に基づく日常生活支援居住施設の創設により、生活保護システムを改修するものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、説明欄8 母子保健事業関係費」3,305万6千円は、都が進める「とうきょうママパパ応援事業」等を活用し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を整備するものです。ゆりかご狛江の拡充、育児パッケージや産後ケアの実施、妊婦や多胎児家庭へのタクシー券の配布等を実施するものです。

「7款 商工費、1項 商工費、2目 商工業振興費、説明欄7 プレミアム付商品券事業」8,154万4千円は、市単独事業により新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、商工会の協力を得て、市内消費喚起のため、30%（6,000万円分）のプレミアムを付け、2億6,000万円分の商品券を発行するものです。関連事務費も併せて計上しています。

「10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育指導費、説明欄18 情報教育推進費」3億7,780万3千円は、国の「GIGAスクール構想」に伴う補助等を活用し、全小中学校へ情報通信基盤を整備するとともに、児童・生徒1人1台のタブレットとパソコンを配備するものです。「説明欄29 オリンピック・パラリンピック教育推進」は、新たに、オリンピック・パラリンピック教育アワードとして第三小学校・緑野小学校・第三中学校が、文化プログラム学校連携事業として第三小学校が採択され実施するものです。また、当初予算に計上した全小中学校を対象としたオリンピック・パラリンピック教育推進は事業費を整理し、全体で40万円を増額するものです。「2項 小学校費、6目 学校建設費、説明欄1 既存施設改修工事」は、当初予算に計上していた第一小学校児童増対策工事（既存校舎教室等改修工事）のうち普通教室等の空調部分について、国庫補助金を活用するために令和元年度の補正予算に計上し、2年度に繰り越したことから事業費を整理するものです。

「6目 学校建設費、説明欄1 既存施設改修工事」は、同じく、当初予算に計上していました第二中学校大規模改修一期工事及び第三中学校普通教室等空調設備整備工事について、国庫補助金を活用するために令和元年度の補正予算に計上し、2年度に繰り越したことから事業費を整理するものです。

なお、小中学校児童・生徒へのタブレットとパソコンの配備等、早期に対応すべきことがあることから、初日審議でお願いします。

令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての内容は、給与等の支払いを受けている狛江市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等により、療養のため労務に服することができなくなった際の保険給付としての傷病手当金を支給するための経費を計上するものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出それぞれ40万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億8,887万円とするものです。

歳入です。「3款 都支出金、1項 都補助金、2目 保険給付費等交付金、説明欄2 特別調整交付金分(市町村分)」40万円は、傷病手当金のための交付金です。

歳出です。「2款 保険給付費、7項 傷病手当金、1目 傷病手当金、説明欄1 傷病手当金の支給」40万円は、給与等の支払いを受けている狛江市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等により、療養のため労務に服することができなくなった際の保険給付としての傷病手当金を支給するものです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて審議事項2「令和2年狛江市議会第2回定例会提出予定議案(追加)について」の説明をお願いします。

部長 提出予定議案1「令和2年度狛江市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて」は4月28日に専決処分した一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めるものです。

2「令和2年度狛江市一般会計補正予算(第2号)」については、今回の補正予算です。

3「狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例」については、感染症対策の消毒業務等に従事した場合、一般職には特殊勤務手当が支給されますが、管理職にも支給するための条例改正です。

4「狛江市税条例の一部を改正する条例」、5「狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の改正に伴う改正です。

追加予定議案「狛江市立小・中学校児童生徒用タブレット等の購入について」は、初日に一般会計補正予算(第2号)を可決いただき、すぐに契約手続きを行い、仮契約ができた時点で追加議案として提案するものです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に報告事項1「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の市政運営について(通達)」です。

国の緊急事態措置の延長を受け、本日付けで全職員へ市長から通達を發出します。まだ出口が見えない中で令和2年度の事業を行っており、中止・延期とした事業もあります。また、職員においては、在宅勤務を行っている中で、事業の優先順位をつけながら市民サービスを停滞させることなく遂行していただくようお願いします。

続いて報告事項2「特別定額給付金の受付体制等について」を報告してください。

部長 特別定額給付金の支給事業については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日に閣議決定され、感染拡大防止に留意しつ

つ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、地方公共団体において事業を実施するものです。

令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方が給付対象者となります。1人当たり給付額は10万円で、想定対象者数は変動が生じる可能性があります。83,675人です。特別給付金対策室の体制については、502・503会議室にて専用外線4本を設置し、委託業者による申請書の受付、電話対応及びシステムへの入力を予定しています。続いて、スケジュールについてです。DV等避難者の事前申出期間は全国一律で4月30日までとしていましたが、以降も随時対応を行っていきます。5月12日よりナビダイヤルを開設し、マイナポータルによる受付を開始する予定です。給付対象者への申請書発送は5月25日（月）より順次行い、8月26日（水）まで申請を受け付けるよう予定しています。なお、本件については広報こまえ5月15日号及び6月1日号に掲載予定です。5月の大型連休中は2日（土）と6日（水）それぞれ正午まで電話対応を行い、計24件の問合せがあり、主な内容は記載のとおりでした。資料2枚目以降は、国が作成した4月30日時点の実施要領です。この中で、国からDV等避難者、施設入所等児童、措置入所等障がい者・高齢者、ホームレス等全庁的にまたがる留意点が示されていますので、今後、担当部署と個別に調整を図りながら進めていきたいと考えています。

市 長            その他お知らせはありますか。

部 長            市民参加の手続きについてです。

市の計画の策定・改正、また条例の制定・改正等の際、狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例に基づき、パブリックコメントの手続きや説明会・ワークショップ等の実施等、各施策に適した市民参加の手続きを行っていただいているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民参加の手続きについては、当面の間、可能な限り実施を延期する形とし、延期することにより支障がある場合は、パブリックコメントの手続きのみとし、説明会等人を集める形の手続きは控えていただくようお願いします。ただし、パブリックコメントの手続きのみの場合は、その事案の概要を合わせて公表するとともに、事案に対する質問等を受ける形で対応いただきますようお願いします。

今申し上げた方向性を前提とした上で、市民参加の手続きについては、庁議での審議事項となっていますので、最終的には施策ごとに審議の上、決定する形でお願いします。

市 長            他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、5月19日午前9時から開催します。